

パブリックコメント手続結果

1 案件名

門真市文化や情報とふれあう手話言語条例（案）

2 意見募集期間

令和4年8月12日（金）から同月31日（水）まで

3 実施機関（担当所管課）

- (1) 名 称：保健福祉部 障がい福祉課
- (2) 電話番号：06-6902-6154

4 閲覧場所

- (1) 障がい福祉課
- (2) 市情報コーナー（市役所別館1階）
- (3) 市役所本館入口
- (4) 保健福祉センター
- (5) 南部市民センター
- (6) 市民プラザ
- (7) ルミエールホール
- (8) 市民交流会館・中塚荘
- (9) 市立公民館
- (10) 図書館本館
- (11) 老人福祉センター
- (12) 高齢者ふれあいセンター
- (13) 女性サポートステーション
- (14) 市ホームページ
- (15) L o G o フォーム

5 受付した意見の件数等

9件（9名の方から意見が出されました。）

6 意見に対する考え方

寄せられた意見に対し、市の考え方は以下の通りです。

門真市文化や情報とふれあう手話言語条例（案）に対する意見

	意見の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>○手話言語条例の制定には大賛成です。案の作成ありがとうございます。手話サークルに入会して、手話を学んでいますが、手話に触れる機会がもっと増えればと思います。例えば、学校で手話学習のカリキュラムを設けるなど、ろうの方への障がい理解を深める取り組みはいかがでしょう。</p>	<p>手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する貴重なご意見として、今後の手話に関する施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
2	<p>○私は、手話を勉強して、やっと1年半たったものです。門真市でもこの度手話言語条例が制定されるということで、令和3年に制定された枚方市のホームページを見てみました。そしたら、カラー刷りのとてもかわいいチラシが作成されているのを見つけました。内容も難しくなく、わかりやすいものでした。聴覚に障害を持っておられる方に対して言語としての手話を使うことで、健聴の方たちとコミュニケーションをとり、門真市民として色々な行事やお祭りなど参加しやすくなると思います。今は、コロナ禍で、情報も中々入りにくい時ですし、対応の仕方なども次々と変更される中、やはりそういうことも条例が制定されることで、いい方向としてとらえたいと思います。</p> <p>又、近年2018年の災害のように周辺の方に避難しようと声を掛け合わなければならぬ時が来るかもしれないと思います。そういったときにできる限り手話ができる人がおられたら、恐怖心も違うと思います。</p> <p>市税を使って、市民が共に障害があるなしにかかわらず、楽しく、かつ生き生きとお互い手を取り合って暮らしていけ</p>	<p>手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する貴重なご意見として、今後の手話に関する施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>

	<p>る門真市民でありたいなあと思います。</p> <p>手話講習会や他の障害をお持ちの方たちとの触れ合いの場などに積極的な市のかかわりをお願いしたいです。</p>	
3	<p>○聴覚障がい者が安心して暮せる共生社会をめざす為に市民誰もが手話に関心を持ち、かんたんな手話でコミュニケーションがとれる様に市民に対して手話の普及をして下さい。</p> <p>小学校の授業に手話を取り入れられる様にして下さい。</p> <p>必ず予算の確保をして下さい。</p> <p>市職員も手話を覚えていただいて、聴覚障がい者が安心してサービスを受けられる様にして下さい。</p>	<p>手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する貴重なご意見として、今後の手話に関する施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p> <p>また、今後の手話に関する施策の実施にあたり、必要となる予算については、財源の確保に努めてまいります。</p>
4	<p>○何時でも何処でも手話でコミュニケーションが取れる豊かな暮らしを、実現するためにこれから数多く手話講座が開催されると思います。一朝一夕には、通訳者を養成出来ないと思いますが、講座の開催は絶対に不可欠です。</p> <p>多く開催されることを希望します。</p> <p>そして若い世代により多く学んでいただきたいので出来れば小学校に手話サークルを、設置されて手話の基本である指文字等を取得して欲しいです。小学生の時から手話にふれあう機会をより多く作っていただきたいと思いますので宜しくお願い致します。</p>	<p>手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する貴重なご意見として、今後の手話に関する施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
5	<p>○公共の場、介護施設、スーパー等で簡単な手話の出来る人を採用してほしいです。又、文章の苦手な人もいるし、パネルに絵を書いて似た様なカードみたいなのがあれば良いと思います。よろしくお願い致します。</p>	<p>手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する貴重なご意見として、今後の手話に関する施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>

6	<p>○私は大学生生活の4年間を学内における被差別地域出身者・身体障がい者・在日韓国朝鮮への差別問題を研究し、学生が持つ差別意識を批判し、正しい方向へ向かわせる活動をして来ました。</p> <p>「差別事件は差別されている人の問題だから彼らに任せておいたらいい」という声はよく聞きます。「自分は差別していないから関係ない」という意見は、自分自身が差別していても、黙認し正当化する人達が言う意見です。</p> <p>門真市内には多数の聴覚に障がいを持った人達が生活し勉強し働いています。「手話」はそんな人達が生活する上で必要不可欠な言語です。</p> <p>私が手話サークルくすの木に入ったのは24年前の事です。今もそうですが、その当時感じた事は、手話を覚えるのは決して簡単な事ではありません。しかし、聴覚に障がいを持つ方々は、「手話」を自分が生きて行く為の言語として必死に覚え使い続けています。「手話」は手話サークルやろうあ部会だけで使う言葉ではありません。門真市に住む市民の中にも、聴覚障がい者に対する偏見や差別意識を持つ人がいると思います。どんな方々も「手話言語条例」に目を通してもらうと手話の重要性や手話を使っている生活する聴覚障がい者の方々への認識が良い方へ変化する事を期待します。</p>	<p>手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する貴重なご意見として、今後の手話に関する施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
7	<p>○門真市文化や情報とふれあう手話言語条例（案）を読みましたが、内容は他市と変わらないなあと思いました。それは仕方がないと思いますが、条例名には違和感を感じました。大東市は「大東市こころふれあう手話言語条例」寝</p>	<p>条例名については、ろう者等の文化を尊重し、手話の普及による情報の保障を通じて、聞こえる人も聞こえない人もふれあうことができるという意味から制定委員会で決定しました。</p> <p>本市では、「門真市文化や情報とふれあう</p>

	<p>屋川市は「手と手で心つなぐ手話言語条例」となって、とてもわかりやすくやさしい感じがします。それなのに門真市は「門真市文化や情報とふれあう手話言語条例」となっていて、とてもかたい感じがします。門真市も他市のようなやさしい名称に変更した方が良いと思います。もしそれが無理なら「門真市手話言語条例」といったシンプルなものが良いと思います。</p> <p>これからも障害者のためにがんばって下さい。よろしくお願いします。</p>	<p>手話言語条例」とさせていただきたいと考えます。</p>
8	<p>○「努めるものとする」「推進するものとする」という部分について。いつどのように努めたのか、推進したのか。その結果、どのように変化したのか。具体的な報告が欲しいです。</p>	<p>今後の手話に関する施策の実施内容について、市民の皆さんへの周知方法等についても他市の取組等も参考に検討してまいります。</p>
9	<p>○大阪府下の他市では、条例として認められているのに、門真で制定されていないのは、おかしいと思います。</p> <p>子育てにやさしい町であるとともに、人にやさしい町であってほしいです。多様性を受け入れることにもつながります。</p>	<p>本市においても条例制定に向けて進めており、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で安心して暮らせるまちの実現をめざしてまいります。</p>